

お客様各位

## 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0731 第 2 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

## 記

《適用日》 2025年8月1日より適用

## 《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
エムボックス ウイルス核酸検出	700点 / 微生物(150点)	「D023」微生物核酸同定・定量 検査の「19」に準じる	未実施
	注 釈		
エムボックスウイルス核酸検出は、エムボックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムボックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR法により実施した場合に、SARS-Cov-2 核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。			
主な測定目的			
皮膚病変、粘膜病変又は咽頭ぬぐい液中のエムボックスウイルス DNA の検出 (エムボックスウイルス感染の診断補助)			